

2 機構は、当分の間、第十二条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行つことができる。

一 整備法附則第二十条から第二十二条までの規定及び整備法附則第二十三条第一項の規定により、なおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により寄附金の処理に関する業務を行つこと。

二 整備法附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二条）の規定により、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）以下この号において「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。の規定、整備法附則第二十六条の規定、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定並びに同条第三項及び第四項の規定により寄附金の処理に関する業務を行つこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行つこと。

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十四条第一項中「の業務」とあるのは、並びに附則第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の業務」と、第三十九条第二号中「第十三条规定並びに附則第二条第一項及び第二項」とする。

（政府保証）

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、郵便振替として受け入れた口座の預り金の払出しに係る機構の債務を保証する。

内閣総理大臣

小泉純一郎
総務大臣 麻生 太郎

財務大臣 谷垣 稔一

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年十月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第二百一号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）、郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）、郵便局株式会社法（平成十七年法律第一百号）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）の施行に伴う関係法律の整備等を行つものとする。

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）

二 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）

三 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）

四 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）

五 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）

六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

七 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律（平成二年法律第三十号）

八 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十七号）

九 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）

十 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）

十一 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）

十二 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）

十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）

（民法施行法の一部改正）

第三条 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のよう改正する。

第五条 第一項各号列記以外の部分中「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第一号中「日附」を「日付」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第二号中「日付アル」を「日付ヲ」に、「日付ヲ」を「日付」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第三号中「確定日附」を「確定日付」に、「日付ヲ」を「日付」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項第四号中「確定日附」を「確定日付」に、「日付ヲ」を「日付」に改め、同項第五号中「（日本郵政公社ヲ含ム）」を削り、「日附」を「日付」に、「確定日附」を「確定日付」に改め、同項に次の二号を加える。

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第五十九条第一項二規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容證明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

（水難救助法の一部改正）

第四条 水難救助法（明治三十一年法律第九十五号）の一部を次のよう改正する。

第九条第二項中「郵便局」を「郵便事業株式会社ノ事業所」に改める。

（国債整理基金特別会計法の一部改正）

第五条 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）の一部を次のよう改正する。

第十四条及び第十五条を削り、第十六条を第十四条とし、第十七条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十八条第五項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本郵政株式会社ノ株式ノ総数ノ三分ノ二当タル株式ハ國債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所属替ヲ為スモノトス第十八条を第十七条とする。

（恩給法の一部改正）

第六条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のよう改正する。

第七条 第三項を次のように改める。

請求ガ郵便又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ニ依ル同条第二項ニ規定スル信書便ニ依リ為サレタル場合ニ於テハ送付ニ要シタル日数ハ之ヲ時効期間ニ算入セズ

第八十二条ノ三を削る。

（無尽業法の一部改正）

第七条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「又ハ郵便貯金」を削る。